

令和6年12月

新川広域圏事務組合議会12月定例会会議録

令和6年12月24日 開会

令和6年12月24日 閉会

新川広域圏事務組合

令和6年12月24日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第5号から議案第7号について
(理事長提案理由説明)
- 第6 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第7 議案第7号について
(採決)
- 第8 議案第5号及び議案第6号について
(常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第9 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (12人)

2番	林	久嗣	君	3番	浜	田	泰友	君	
4番	越	川	隆文	君	5番	古	川	和幸	君
6番	柳	田	守	君	7番	成	川	正幸	君
8番	木	島	信秋	君	9番	本	田	均	君
10番	佐	藤	一仁	君	11番	松	澤	孝浩	君
12番	加	藤	好進	君	13番	水	野	仁士	君

欠席議員 (1人)

1番 石崎一成君

説明のため出席した者

副理事長	武 隈 義 一 君	副理事長	笹 島 春 人 君
副理事長	笹 原 靖 直 君	会計管理者	矢 野 道 宝 君
事務局長	立 野 宏 君	総務課長	水 島 真 人 君
業務課長	流 新 一 君	エコぽ〜と 所 長	森 義 雄 君

宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と
所 長 飛 島 力 君

欠席した者

理 事 長 村 椿 晃 君

職務のため出席した者

魚津市企画部次長兼企画政策課長	浦 田 誠 君
黒部市総務管理部企画情報課長兼企画調整班長	能 登 隆 浩 君
入善町秘書政策室長	島 尻 充 浩 君
朝日町財政管理課長	山 崎 明 子 君
総務課総務係長	島 司 君
総務課主任	河 崎 拓 也 君

午後 2 時00分 開会

「開会宣告」

○副議長（本田均君） 副議長の本田でございます。

現在、議長は不在となっておりますので、副議長の私が議長の職務を行います。

本日、12月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は12名であります。

これより令和 6 年新川広域圏事務組合議会12月定例会を開会いたします。

なお、村椿晃理事長より体調不良のため、本定例会を欠席する旨の届出があり受理いたしましたことをお知らせいたします。

よって、本定例会における議案説明のための出席者は、副理事長、会計管理者、事務局長、その他関係課長であります。

また、石崎一成議員より体調不良のため、本定例会を欠席する旨の届出があり受理いたしましたことをお知らせいたします。

「議事日程報告」

○副議長（本田均君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

「議席の指定」

○副議長（本田均君） 日程第 1、議席の指定を行います。

先に行われました朝日町議会、黒部市議会での組合議会議員選挙の結果、新たに選出されました議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、水野仁士議員は13番、柳田守議員は 6 番、成川正幸議員は 7 番をそれぞれ指定いたします。

「議長の選挙」

○副議長（本田均君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本田均君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本田均君） ご異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。

議長に成川正幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、成川正幸議員を議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本田均君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました成川正幸議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、成川正幸議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選された旨、告知をいたします。議長に当選されました成川正幸議員からごあいさつがあります。

○議長（成川正幸君） ただいま指名推選で議長に選出されました成川正幸でございます。

初めての新川広域圏事務組合の議会でありまして、諸先輩方のやっていることを学びながら議会の運営に努めたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○副議長（本田均君） ここで議長を交代いたします。

進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

「会議録署名議員の指名」

○議長（成川正幸君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、5番 古川和幸議員、13番 水野仁士議員の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（成川正幸君） 日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日1日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

「議案第5号から議案第7号について」

○議長（成川正幸君） 日程第5、本会議に付議されております議案第5号から議案第7号を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（成川正幸君） 提案者の説明を求めます。

武隈義一副理事長。

○副理事長（武隈義一君） 理事長が体調不良により欠席しておりますので、代わってご説明申し上げます。

本日ここに、令和6年新川広域圏事務組合議会12月定例会が開催されるにあたり、本年の主要事業の経過について申し上げますとともに、提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、本年の組合議会7月定例会において契約議案の可決をいただき、本契約を締結しましたエコぼ〜と基幹的設備改良工事についての進捗状況であります。

現在の状況としましては、当組合、施工業者及び施工監理業者の3者によるミーティングを定期的に行い、詳細図面の作成、詳細工程の確認、機械設備制作及び材料手配等、令和7年度から始まる本格的工事へ向けての作業準備を進めているところであります。

また、本契約締結後には、地元地区の代表者の方々へ、施工業者決定の報告及び工事概要等の説明を行っております。

今後も引き続き、工事の進捗状況等について、議員の皆様や地元住民の方々にはしっかりと報告し、情報を共有するとともに、安全対策や周辺環境に十分配慮しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の受入れについてであります。

本年10月16日より、エコぼ〜とで受入れを開始した災害廃棄物は、石川県輪島市及び珠洲市の木くずを含む可燃ごみであります。受入れ期間は、環境省が処理完了目標としている令和8年3月31日までとしております。

本年度の受入れ量は、日量最大20トン、設備機器の点検時の11月から3月までの期間は日量最大10トンを計画しており、11月末現在で約170トンの受入れを行っております。

被災地の早期復旧・復興を実現するため、引き続き災害廃棄物の受入れに協力してまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案について説明いたします。

議案第5号 令和6年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ53,335,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,664,808,000円といたしたいと存じます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては令和5年度繰越金96,644,000円、令和6年能登半島地震による災害廃棄物受入れに係る受託事業収入13,500,000円をそれぞれ増額し、磁性物の売却単価下落により宮沢清掃センター磁性物売却代金7,100,000円を減額いたします。

歳出につきましては、人件費で人事院勧告を踏まえた給料月額の上上げ及び期末・勤勉手当支給割合の上上げ等により3,049,000円の増額とするものであります。また、物件費の電気料に含まれる燃料調整費がマイナス調整であることからエコぼ〜との光熱水費を24,000,000円の減額、指定ごみ袋の入札における製造単価の減により環境対策費を32,384,000円の減額とし、歳出合計53,335,000円の減額とするものであります。

以上の財源として、繰越金、諸収入を充当し、分担金を減額いたすものであります。

続きまして、債務負担行為の設定についてであります。

西部・東部斎場火葬業務委託など合わせて8件につきまして、新年度当初より業務を行わなければならないため、本年度中の契約締結が必要となりますので債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第6号 新川広域圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、本年10月に富山県人事委員会から出された職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、新川広域圏事務組合職員の給与月額及び期末・勤勉手当の支給月数について、

所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 新川広域圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。組合議会選出の監査委員でありました加藤好進氏が令和6年11月27日付けで辞職されたため、後任に水野仁士氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提出しました議案の説明といたします。

何卒慎重ご審議のうえ、議決をいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（成川正幸君） 日程第6、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3番、浜田泰友議員。

○議員（浜田泰友君） 新川広域圏事務組合議会12月定例会にあたり、通告に従いまして1点の質問をいたします。

質問は新川広域圏事務組合事務所についてです。

新川広域圏事務組合の事務所は、現在、魚津市役所の第1分庁舎に入居しております。魚津市は新庁舎の整備に向けて基本計画の策定を進めており、12月2日に魚津市議会全員協議会にて、現状の方針について説明がありました。その新庁舎整備基本計画において、第1分庁舎は耐震強度に不安があることから行政機能を新庁舎へ集約する一方で、新庁舎への複合化に新川広域圏事務組合は含まれないという方針が示されました。

新庁舎の完成予定は令和12年度であります。まだ先の話ではあるのですが、事務所をどこに置くかという重要な事項を理事の皆様はどのように認識しておられるのでしょうか。

村椿理事長が本日ご欠席でありまして、武隈副理事長に聞くのも難しい話かもしれませんが、村椿理事長は魚津市長というご立場でもありますので、事務所の件につきましては、責任を持って対処していただきたいと思っております。

また、この件に関連して、新川広域圏事務組合が今後果たすべき役割について、地域の人口減少や行政需要の増加、さらに、広域連携の重要性を踏まえた長期的ビジョンをどのように描かれているのか、具体的な方針をお示しいただきたいと考えます。

以下の質問をいたします。

1つ目、新庁舎へ入居しないことは理事会で決定されたのか、2つ目、新川広域圏事務組合が事務所に求める機能は何か、3つ目、今後の事務所移転についてどのような方針なのか、4つ目、行政需要の高まりから広域連携強化の必要性があると考えます。新川広域圏の連携強化についてどのように考えているか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（成川正幸君） 武隈義一副理事長。

○副理事長（武隈義一君） 新川広域圏事務組合事務所のご質問について、お答えします。

まず、新川広域圏事務組合が魚津市役所の新庁舎へ入居しないことは理事会で決定されたのかについて、お答えします。

現在、魚津市では新庁舎整備へ向けて、基本計画の策定を進められており、10月9日に開催された魚津市の新庁舎整備検討委員会では、関係機関・民間施設との複合化について協議されたと伺っております。

この検討委員会において、現在、魚津市役所第1分庁舎に入居している関係機関の新川広域圏事務組合は、住民への利便性向上や職員の業務効率化に必要な不可欠とはいえ、新庁舎への複合化は行わないこととし、市内の公共用施設への移転に向けて協議を進めるとされたところであります。

現在までに、理事会では事務所移転の協議は行っておりませんが、今後は、魚津市の新庁舎整備計画やスケジュールも踏まえながら、他の公共用施設への移転も含め、協議してまいりたいと思います。

新川広域圏事務組合が事務所に求める機能は何かについて、お答えします。

現在、魚津市役所第1分庁舎内にある組合事務所は、職員の執務スペース、書庫、打合せ用会議室があり、そこで業務を行っております。また、理事会や組合議会全員協議会等は、第1分庁舎内で共同使用している会議室を使用しており、組合議会及び委員会等につきましては、魚津市役所の第1・第2委員会室を使用し開催しております。

事務所に求める機能としては、現在のところ、住民への利便性向上等の面においては新たに導入すべき機能は特段にはなく、現在の組合事務所と同程度の機能を有するものであればよいと考えております。

次に、今後の事務所移転についてどのような方針なのかについて、お答えします。

先ほど申し上げたとおり、魚津市の新庁舎整備検討委員会で、現時点では組合事務所の新庁舎への複合化は難しいとされたとのことでありますので、今後、他の公共用施設への

移転も含め、協議してまいりたいと考えております。

最後に、広域圏の連携強化についてどのように考えているかについて、お答えします。

現在、当組合は、一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理並びに運営に関することなど9つの共同処理事務を行っております。

人口減少、少子・高齢化等の社会環境の変化に伴い、行政需要が増大し多様化する中、必要な住民サービスを維持し向上させていくためには、広域的な視点での更なる連携の強化や柔軟な連携が求められていると考えております。

新川広域圏事務組合で、何をどこまで取り組むのかという大本の話にも関わってまいりますが、新川圏域共通の地域課題や住民ニーズなど情勢を踏まえながら、2市2町の更なる連携の強化を含め、どのような行政サービスの提供体制が有効なのかを、議員の皆様とも議論を重ね、必要な組織づくり・体制強化に努めてまいりたいと考えております。

また、新川地域推進協議会の場でも、一部議論がなされておりますので、同協議会における議論も参考にしたいと考えております。

○議長（成川正幸君） 浜田泰友議員。

○議員（浜田泰友君） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

村椿理事長がいないところで本人に苦言を申し上げることは非常に申し訳ないのですが、まず1つは、魚津市の事情ではあるのですが、事務所がどこにあるのかということは他の理事者の皆さんにも関わってくることでありますから、少なくとも理事会に諮るまではいかなくても、理事の皆さんにしっかりと伝えておくことが必要だったというふうに思っておりますので、本人がいらっしゃいませんが、私のほうからしっかりと伝えておきます。

また、新川広域圏事務組合事務所が今後どういうふうになるかというのは協議中とのことでしたが、この件に関しましても、魚津市の都合で出ていけというのですから、やはり、しっかりと魚津市が責任を持って後継の場所を示すというのも大切な話だと思います。これも私のほうから理事長に伝えておきます。

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（成川正幸君） 次に、5番、古川和幸議員。

○議員（古川和幸君） 新川広域圏事務組合議会12月定例会における一般質問を2点させていただきます。

まずは1点目、新川広域圏事務組合における施設維持等についてであります。

先般、人口減少問題等が様々なメディアに挙げられております。今に始まったことでは

ありませんが、人口減少により、長期的には税収などの歳入の減少等が見込まれる一方、高齢化は更に進むことから、社会保障関係の経費等が増加し、財政の硬直化の進行が強まるとされ、また、財政に余裕がなくなり、公共施設、インフラの老朽化等への対応が難しくなり、全般的に行政サービスの低下を招くおそれがあるとされております。

ここで、新川広域圏管内で見ますと、ホームページを参考にさせていただきましたが、令和6年12月現在の人口が魚津市は38,681名、黒部市は39,204名、入善町は22,275名、朝日町は10,404名、計110,564名でございます。こちらの数字に関しては、令和5年度、4年度とホームページで確認できます。残念ながら、各市町とも減少傾向にございます。

出生数は、令和5年度ベースですが、魚津市は186名、黒部市は229名、入善町は62名、朝日町は39名、計516名となっております。これも減少傾向にございます。

ただし、人口減少とごみの排出量、処理量は比例しないのが現状であります。新川広域圏内のごみの排出量、処理量は減少せず、横ばい、あるいは一部増加傾向にあり、そして、今後インバウンド効果により、更に増加していくことを理解しております。

11月28日の全員協議会でも様々な議員から発言がございましたとおり、今後における新川広域圏事務組合のあり方、中期ビジョンが今後示されるべきだと考えております。

そこで質問でございます。新川広域圏事務組合として、様々なデータを分析しつつ、今後のハード面である施設維持・設備投資、そして、ソフト面である人材等におけるそれぞれの考え方、ビジョンについて伺いたいと思います。

次に、2点目でございます。埋立処分施設、最終処分場についての質問でございます。

現在、新川広域圏管内の埋立処分施設ですが、2か所あります。新川一般廃棄物最終処分場、宮沢清掃センター新最終処分場、あと1つは宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場もありますが、これは平成27年に受入れを終了しております。新川一般廃棄物最終処分場の埋立て開始は平成12年4月、最終埋立て予定は平成26年とされており、宮沢清掃センター新最終処分場は平成25年5月から約15年間、最終埋立て予定は令和10年となっております。これもホームページで確認しました。

改めて質問いたします。現在の最終処分場の両施設の稼働年数と埋立て量について、また、両施設の埋立て可能量と埋立て可能年数について現状を伺います。

次の質問でございます。平成26年に埋立て完了となりました宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場の現行の管理と今後の跡地計画について伺いたいと思います。

次に、最後の質問です。

11月14日に黒部市議会と黒部市自治振興会との意見交換会が開催されました。その場で、道路清掃においての江ざらいで発生するごみ、土砂等の処理について、様々な課題があるとの意見が出ました。

新川広域圏内で見ますと、それぞれの海から山まで長い距離がありますが、それぞれの地区において発生する江ざらいのごみの質、内容等は違うと思いますが、これらの最終処分を新川広域圏事務組合の施設で受け入れることはできないかということをお願いしたいと思います。

以上、一般質問です。よろしくお願いします。

○議長（成川正幸君） 武隈副理事長。

○副理事長（武隈義一君） 施設投資・維持等について、お答えいたします。

まず、今後の組合運営のビジョンについてお答えいたします。

人口減少問題と超高齢社会は全国的な課題であり、圏域内も同様の状況であり、組合構成自治体でも人口の減少は、喫緊の課題としてこの難問解決に向けて取り組んでいるところでもあります。

当組合につきましても、構成自治体の状況を十分把握し、これまでの実績データを基本に今後を見据え、無駄のないハード面の整備や施設の維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

今年度から4か年の継続事業として実施しておりますエコぼ〜と基幹的設備改良工事では、施設運転の効率化と今後の人口減少を勘案し、現在の3つの炉の准連続、1日16時間運転から2つの炉の全連続、1日24時間運転に変更するものであります。

また、焼却炉を1炉廃止することにより、維持管理費及び施設整備費を軽減するよう併せて計画しております。なお、他の組合施設においても、人口減少や今後の廃棄物処理、再資源化事業の動向を見据え、無駄のない整備計画の策定に努めてまいります。

組合職員の人材・人員などのソフト面につきましても、ニーズに応じた業務内容はもとより、今後、ますますAI化が進むことも踏まえ、中長期的に見て適正な人材・人員の確保に努めてまいりたいと考えています。

次に最終処分場について、お答えします。

まず、組合の所有する最終処分場の稼働年数と埋立て容量についてであります。魚津市にあります新川一般廃棄物最終処分場はごみ焼却施設であるエコぼ〜とから排出された焼却灰と不燃物を埋立て処分しております。平成12年4月から供用開始しており、現在、

24年経過しております。埋立て容積は165,262 m^3 あり、令和6年3月31日までの埋立て量は78,314 m^3 であります。残余容量は86,948 m^3 であり、これまでの実績をもとに算出しました埋立て容量を年間約2,500 m^3 と考えますと、埋立て可能年数は35年程度と見込んでおります。

次に、黒部市にあります宮沢清掃センター新最終処分場は隣接する宮沢清掃センターで粗大ごみの破碎処理の際に排出される不燃物と破碎残渣を埋立て処分しております。平成25年4月から供用開始しており、現在11年経過しております。埋立て容積は54,000 m^3 であり、令和6年3月31日までの埋立て量は9,783 m^3 であります。残余容量は44,217 m^3 であり、実績をもとに算出しました年間約1,040 m^3 を埋め立てすると考えますと、埋立て可能年数は40年程度と見込んでおります。

次に、平成29年11月に埋立てを終了し、令和5年9月に廃止した宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場の現行管理と跡地利用計画についてお答えします。

管理につきましては、現在、宮沢清掃センターで除草業務などを行い、地域住民の生活環境に配慮しながら管理に努めているところであります。

また、跡地利用計画については、現在未定であります。同処分場の面積は20,990 m^2 あり、立地場所は山あい位置し、おおむね斜面となっている特殊な場所であります。今後、このような立地状況を踏まえ有効利用できないか整備費用・費用対効果を含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、江ざらいで発生する土砂の受入れについて、お答えします。

宮沢清掃センター新最終処分場につきましては、平成25年4月の供用開始時より、江ざらいの土砂は受入れしておりません。受入れしていない理由としましては、埋立て対象物が粗大ごみの破碎処理の際に発生する陶磁器やガラスくず、磁選機で回収できない金物類としていることからであります。このことにつきましては、新処分場を建設する際に地元地区の皆様へ説明し、了解いただき、現在の管理運営に至っているところであります。

また、新川一般廃棄物最終処分場は、エコぼ～とから排出される焼却灰と不燃物を埋立てしております。こちらにつきましても、地元地区の皆様の了解を得て管理運営しているところであります。

このようなことから、当組合では江ざらい時に発生する土砂は、埋立て対象物としていないため、受入れをしていない状況でございます。

また、該当する土砂は、基本的に産業廃棄物となることから、当組合の施設では処理で

きません。処理に苦慮されているということでありますが、これにつきましては、各自治体で適正に処理するということで、ご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（成川正幸君） 5番、古川議員。

○議員（古川和幸君） ご答弁ありがとうございます。

1番目のビジョンに関しては、これから歴史も時代も変わっていきますので、それに合わせた対応を是非ともしていただきたいと思います。

2番目の現状に関してですが、これは新川広域圏事務組合のホームページのデータでございます。今言われたデータをしっかりとホームページのほうで更新していただきたいというふうに思いますので、お願いします。

また、2番の今後の跡地計画に関しましては、地域住民の方々と一生懸命と取り組んでもらえればよろしいかと思っております。

3番目の江ざらいに関しましては、各市町村でそれなりにやっているとは思いますが、この1件が出たので、是非とも1回考えていただき、答えも出ましたので、親切丁寧に地域に説明していきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

○議長（成川正幸君） 次に、4番、越川隆文議員。

○議員（越川隆文君） 2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は宮沢清掃センター減容機中間スクリー補修の問題がありました。

説明を受けたのですが、途中で保守サービス、あるいはもっと早く手当をできれば、機械損失において特に安全面で問題を起こさないような体制にできるのではないかとということで、保守サービスの見直しを今回の減容機だけではなく、他の設備に対しても行うのはどうかということをお伺いしたいと思います。

職員の皆さんにおかれましては、努力をして、使えないといわれるところの極限まで設備を酷使していただいています。それはそれでありがたいことではあるのですが、安全性の問題、あるいは計画性の問題といった視点からすると、そろそろ見直すべきではないかと考えております。

この件は通告に入れていないのですが、やがては会計処理を複式簿記会計に移していくということによって、保守契約と減価償却で設備の長寿命化という先のもが見えるような形に持っていただけないだろうかという意味で質問させていただきます。

次に、リチウムイオン充電電池回収についてでございます。

以前、リチウムイオン充電電池の発火事故が頻発いたしました。これにおいて、当初対応をとっていただいたというふうに理解しております。

実は、自分でリチウムイオン電池を市役所に持って行ったら、それは宮沢清掃センターに持って行ってくださいと言われてました。こういう形であると、市民の皆さんにはたった1個の電池でも宮沢清掃センターに持って行かなければならないという利便性の問題がございますし、また、何よりも現場での作業の危険性が払拭されないと思われまます。

リチウムイオン電池は環境省のほうでも十分なリサイクルにはまだなっていないです。これは地域で解決していかなければならない問題であると考えております。

また、資源としてもコバルトニッケルやリチウム、マンガンも含めてできるだけ回収して、リサイクルに努めれるようなシステムに持っていくために、各自治体で回収のシステムを是非作っていただけないだろうかということで、質問をさせていただきます。

以上の2点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（成川正幸君） 武隈義一副理事長。

○副理事長（武隈義一君） 宮沢清掃センター減容機中間スクリー補修を機に、他の設備の保守サービスの見直しを行ってはどうかについて、お答えいたします。

それぞれの設備機器の保守に関しましては、製造メーカーを中心として定期的に点検を実施し、計画的に補修を行っておりますので、一定の品質が保たれているものと考えております。

しかしながら、今回の件は異物混入等で危機の摩耗や欠損による突発的な故障が発生し、計画よりも早く補修が必要になったものであります。

また、ご質問にあった設備酷使による弊害がないのか、安全性等にも課題がないのかについてであります。今ほども述べましたように、各機器の摩耗や欠損の発生により、ごみ処理能力の著しい低下や設備機器への負荷増大による電力容量オーバー等、機器の故障や事故につながる事態も考えられます。

このような事態が発生しないよう引き続き定期点検を行い、計画的に補修を実施したいと考えております。また、状況に応じて保守計画を見直していき、施設の安定的な運営に努めてまいります。

続きまして、リチウムイオン充電電池回収について、お答えいたします。

小型家電等に使用されるリチウムイオン電池は、私たちの日常生活において幅広い製品

に使用され、必要不可欠な物となっております。それにより、不用となって廃棄されたりリチウムイオン電池が原因と考えられるごみ収集車やごみ処理施設の火災事故が頻繁に発生し、社会問題となっております。

宮沢清掃センターでは、消火活動の回数が、今年1月から11月までの11か月間で215回もあり、そのうちの103回でリチウムイオン電池の残骸が発火現場から発見されております。幸いにも設備機器への損害はありませんでした。

なお、新川広域圏事務組合では、リチウムイオン電池を宮沢清掃センターの窓口や販売店などの充電式電池リサイクルボックスへ出していただくようお願いしております。

また、リチウムイオン電池を取り外すことができない電気シェーバーなどの電化製品は、資源物として小型家電リサイクルへ出すようこれまで同様に住民の皆さまにご協力をお願いしているところであります。

宮沢清掃センターでは、持ち込まれたリサイクルできるリチウムイオン電池につきましては、一般社団法人JBRCのリサイクルボックスを設置し、回収しております。

また、膨らんだりしてリサイクルできないリチウムイオン電池が持ち込まれたときには、宮沢清掃センターで塩水につけ、完全放電の状態にしてから破碎処理しております。

ご質問の中にありました各自治体で展開できないかということについてであります。火災事故を未然に防ぐためにも、リチウムイオン電池の回収箇所を増やすことは重要でありますので、各市町と協議・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（成川正幸君） 4番、越川議員。

○議員（越川隆文君） ありがとうございます。

まず、1番目については、現場の皆さんが大変苦勞されているという思いで質問させていただきました。現状では、しっかりと保守契約等を結んで、設備の維持を行っていらっしゃるという回答をいただき、大変嬉しいことであると思っております。

もう1つは簿記会計の問題ですが、コストがしっかりと見えてくるような形を、今後、炉の長寿命化という事業を行ったことを機会に是非ご検討いただきたいと思います。環境省のほうもそういったことを進めて、各自治体等にこういうふうにやったらどうかということをお勧めしているような状況ですし、市民の皆さまにも運営の状況をより分かりやすくなるのではないかと思いますので、要望しておきます。

次に、2番目のリチウムイオンについてでございますが、自治体の話でございますが、

新川広域圏事務組合の職員の皆さんは宮沢清掃センターで塩水につけていらっしゃるという非常に涙ぐましい努力をしてくださっているところです。塩水につけると放電して発火しないとのことなので、大変ありがたいと思います。

是非自治体の窓口に危険でない方法で専用の回収ボックスを設け、そこに塩水を入れたらよいのかは分かりませんが、安全面をしっかりとしたうえで発火しないようなシステムを作っていただければ、市民の皆さんにとっても利便性が増し、また、発火事故も減少するのではないかと考えておりますので、本件についても要望しておきます。是非ともよろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（成川正幸君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

「議案第7号について」

○議長（成川正幸君） 日程第7、議案第7号についてを議題といたします。

水野仁士議員は退席願います。

（13番 水野仁士議員 退場）

○議長（成川正幸君） 本件については、会議規則第37号第3項の規定により、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認め、採決いたします。

新川広域圏事務組合監査委員に、朝日町山崎 水野仁士議員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認め、採決いたします。

よって、議案第7号は、同意することに決しました。

水野仁士議員は入室願います。

（13番 水野仁士議員 入場）

「議案の常任委員会付託」

○議長（成川正幸君） ただいま議題となっています議案第5号及び議案第6号については、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前2時55分 休憩

午後3時03分 再開

「総務広域常任委員会委員長報告」

○議長（成川正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第5号及び議案第6号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

佐藤一仁 総務広域常任委員会委員長。

○総務広域常任委員会委員長（佐藤一仁君） 総務広域常任委員会委員長報告をいたします。総務広域常任委員会委員長の佐藤でございます。

本定例会におきまして、当委員会に審査付託された案件は議案第5号及び議案第6号であります。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、議案第5号は全会一致で原案通り可決、議案第6号は全会一致で原案通り可決することと決しました。

以上、総務広域常任委員会委員長報告といたします。

「質 疑」

○議長（成川正幸君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（成川正幸君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（成川正幸君） これより採決を行います。

はじめに、議案第5号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第5号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第6号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（成川正幸君） 日程第9、議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成川正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

議員各位、理事者の皆さま並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これもちまして、令和6年新川広域圏事務組合議会12月定例会を閉会いたします。

午後3時08分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月24日

新川広域圏事務組合議会議長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員